

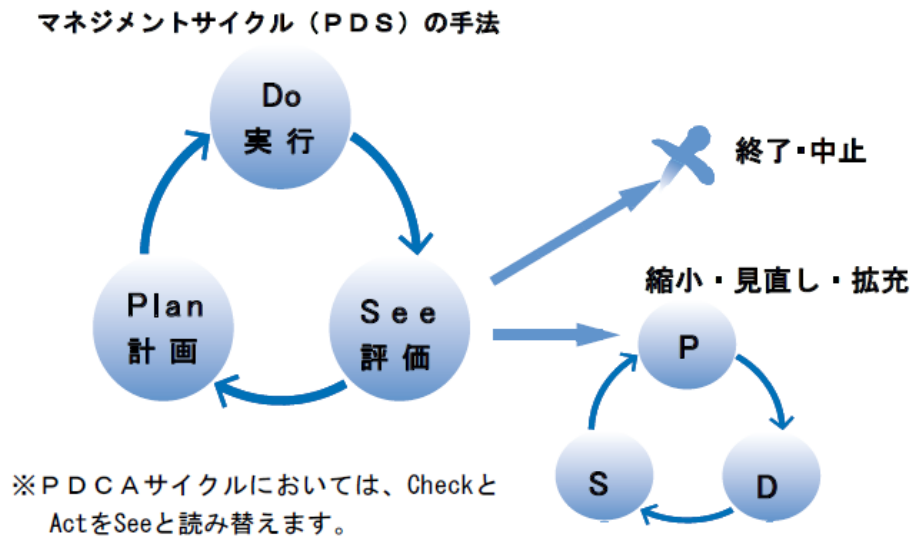
参考資料

村上市における行政外部評価のあり方を検討するにあたっての事務局素案

(1) 現状

合併前の旧5市町村においては、いずれも総合計画をはじめとした各種計画に対してその進捗管理に行政外部の評価を導入し、結果を事業改善につなげるような仕組みを行ってきませんでした。また、行政内部での評価も計画どおりに進められたか否かの実施事業の検証であり、事業の成果指標を示し、どのような効果を発揮したのかが明確にされてきませんでした。

昨年度、合併後最初となる「第1次村上市総合計画」を策定したところでありますが、この「第1次村上市総合計画」では、計画の進捗管理においてマネジメントサイクルによる行政評価と情報公開の徹底を掲げ、協働のまちづくりや市民が行政に参画できる仕組みづくりを目指しています。



【第1次村上市総合計画抜粋】

(2) 評価対象

市の最上位計画である「第1次村上市総合計画実施計画」を対象とします。
なお、昨年度策定した前期実施計画（平成21年度～平成24年度）では、199事業を掲載していますが、そのすべてを毎年度個々に評価するものでなく、評価対象事業をピックアップして行っていく手法が適当と考えます。

また、「村上市行政改革大綱前期実施計画」に対する進捗管理については、大綱に示すとおり、進捗状況を行政改革推進委員会に定期的に報告し、意見を求め、適正な進行管理に努めるものとします。

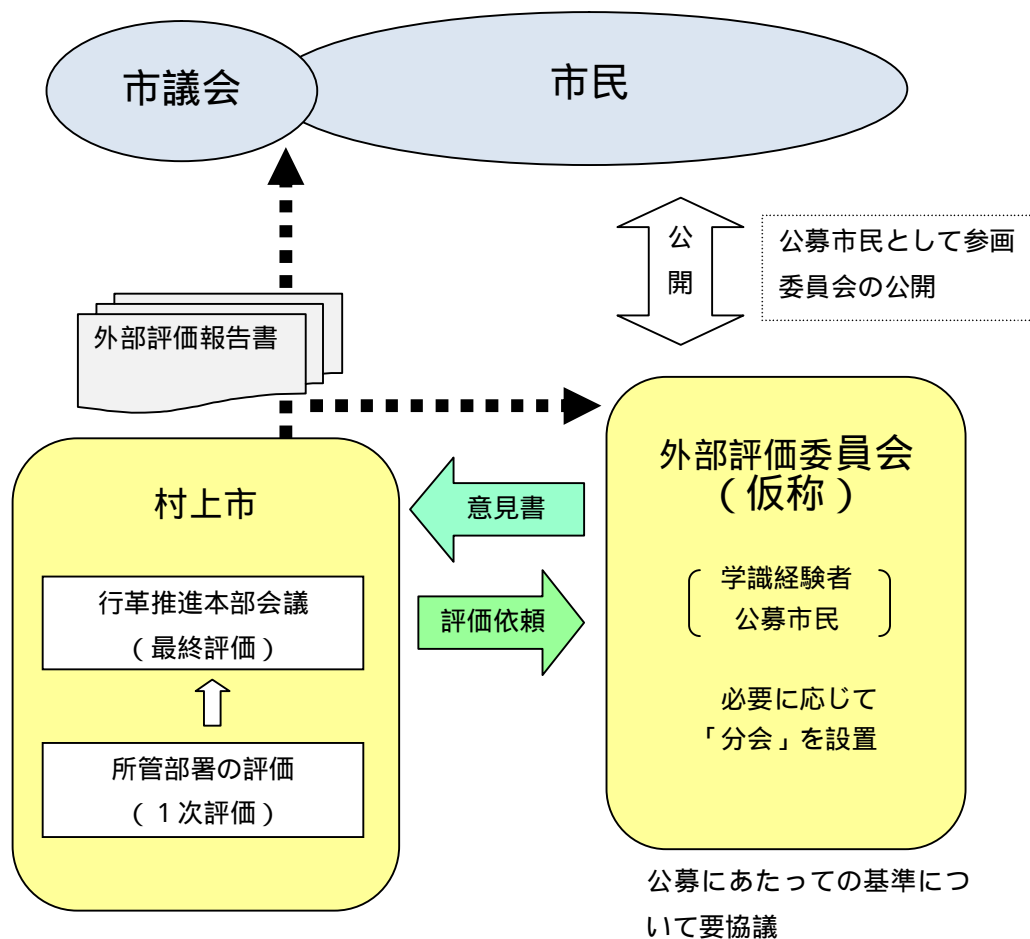
(3) 評価実施機関

評価の実施にあたっては、既存の総合計画審議会及び行政改革推進委員会といった母体をそのまま評価実施機関とするものでなく、新たに「外部評価委員会（仮称）」を設けるものとします。

また、「外部評価委員会（仮称）」は、学識経験者と公募による市民での構成を想定し、学識経験者には行政評価を熟知した専門的評価を求め、公募市民から市民目線での評価を行うことで、行政内部での評価と外部評価の乖離を明らかにして、市民のための行財政経営の推進を図るものとします。

(4) 評価の体制及び流れ

<体制>



< 流れ >

